財 政 第 13 号 健生衛発 0129 第 1 号 令和 7 年 1 月 29 日

株式会社日本政策金融公庫国民生活事業本部 事業企画部長 殿元 大介 殿

財務省大臣官房政策金融課長 大 江 賢 造

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長 諏 訪 克 之

貸付制度実施要領の一部改正について

標記の件について、別添のとおり一部改正し、令和7年1月29日から実施することとしたので、よろしくお取り計らい願いたい。

改正後	現行
生活衛生関係党業経党改善資金特別貸付制度実施要領	生活衛生関係党業経営改善資金特別貸付制度実施要領

1 目 的

この要領は、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付制度要綱(以下「要綱」という。)の運用に関する細則を定めることを目的とする。

2 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付について 貸付対象

- (1) 要綱附則第1条第2項のイ中「対象事案の影響」とは、対象事案の発生によって、当該中小企業の事業活動に突発的に甚大な影響が発生しつつあるもの又は甚大な影響が発生すると懸念されるものをいう。
 - なお、いわゆる「風評被害」等合理的・客観的な理由が必ずしも存在 しないにもかかわらず事業活動に影響が生じるもの等を含む。
- (2) 要綱附則第1条第3項中「新型コロナウイルス感染症の影響」とは、 新型コロナウイルス感染症の発生によって、当該小規模事業者の事業活動に突発的に甚大な影響が発生しつつあるもの又は甚大な影響が発生 すると懸念されるものをいう。なお、いわゆる「風評被害」等合理的・ 客観的な理由が必ずしも存在しないにもかかわらず事業活動に影響が 生じるもの等を含む。
- (3) 要綱附則第1条第3項のア中「又はこれと同様の状況にある」とは、 次の①又は②に該当することをいう。
- ① 前7年の全ての同期における売上高が特殊事情の影響を受けてい

1 目 的

この要領は、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付制度要綱(以下「要綱」という。)の運用に関する細則を定めることを目的とする。

- 2 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付について 貸付対象
 - (1) 要綱附則第1条第2項のイ中「対象事案の影響」とは、対象事案の発生によって、当該中小企業の事業活動に突発的に甚大な影響が発生しつつあるもの又は甚大な影響が発生すると懸念されるものをいう。

なお、いわゆる「風評被害」等合理的・客観的な理由が必ずしも存在 しないにもかかわらず事業活動に影響が生じるもの等を含む。

- (2) 要綱附則第1条第3項中「新型コロナウイルス感染症の影響」とは、 新型コロナウイルス感染症の発生によって、当該小規模事業者の事業活動に突発的に甚大な影響が発生しつつあるもの又は甚大な影響が発生 すると懸念されるものをいう。なお、いわゆる「風評被害」等合理的・ 客観的な理由が必ずしも存在しないにもかかわらず事業活動に影響が 生じるもの等を含む。
- (3) 要綱附則第1条第3項のア中「又はこれと同様の状況にある」とは、 次の①又は②に該当することをいう。
- ① 前6年の全ての同期における売上高が特殊事情の影響を受けてい

改正後	現行

たことにより、最近1ヵ月間の売上高及び過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高が前7年の全ての同期との比較においても5%以上減少していない場合においては、最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高が、当該影響を受ける前の直近の同期に比較して5%以上減少していること

- ② 前 7年の全ての同期との比較が望ましくない場合であって、最近 1 ヵ月間の売上高又は過去 6 ヵ月(最近 1 ヵ月を含む。)の平均売上高が、次のいずれかと比較して 5%以上減少していること
 - イ 過去3ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高
 - ロ 令和元年 12 月の売上高
 - ハ 令和元年 10 月~12 月の平均売上高
- (4) 要綱附則第1条第3項のイ中「債務負担が重くなっている者」とは、 最近の決算期又は試算期に基づき次式で算出した年数が13年以上と なる者をいう。

(短期借入金+長期借入金+社債+延払手形+リース手形・未払)÷{減価償却後経常利益×1/2(経常損失の場合は1/2を乗じない)+減価償却費}

たことにより、最近1ヵ月間の売上高及び過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高が前6年の全ての同期との比較においても5%以上減少していない場合においては、最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高が、当該影響を受ける前の直近の同期に比較して5%以上減少していること

- ② 前 6年の全ての同期との比較が望ましくない場合であって、最近 1 ヵ月間の売上高又は過去 6 ヵ月(最近 1 ヵ月を含む。)の平均売上高が、次のいずれかと比較して 5%以上減少していること
 - イ 過去3ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高
 - ロ 令和元年 12 月の売上高
 - ハ 令和元年 10 月~12 月の平均売上高
- (4) 要綱附則第1条第3項のイ中「債務負担が重くなっている者」とは、 最近の決算期又は試算期に基づき次式で算出した年数が13年以上と なる者をいう。

(短期借入金+長期借入金+社債+延払手形+リース手形・未払) \div {減価償却後経常利益 \times 1/2 (経常損失の場合は 1/2 を乗じない) +減価償却費}

→ f	T ///
内女	L 14
LX	广.1万

現行

生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付制度実施要領

生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付制度実施要領

1 目的

この要領は、生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付制度要綱(以下「要綱」という。)の運用に関する細則を定めることを目的とする。

2 貸付対象

- (1) 要綱2中「新型コロナウイルス感染症の影響」とは、新型コロナウイルス感染症の発生によって、当該事業者の事業活動に突発的に甚大な影響が発生しつつあるもの又は甚大な影響が発生すると懸念されるものをいう。なお、いわゆる「風評被害」等合理的・客観的な理由が必ずしも存在しないにもかかわらず事業活動に影響が生じるもの等を含む。
- (2) 要綱2の(1)中「最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高」について、契約に基づき定期的に売上として計上される業種を営む者であって、新型コロナウイルス感染症の影響により取引先に対し支払の免除若しくは猶予を実施している場合又は取引先からの支払い遅延がある場合は、当該金額を売上高から控除することができる。
- (3) 要綱2の(1)中「又はこれと同様の状況にあること」とは、次の①又は ②に該当することをいう。
- ① 前 $\frac{7}{4}$ 年の全ての同期における売上高が特殊事情の影響を受けていたことにより、最近 1 ヵ月間の売上高及び過去 6 ヵ月(最近 1 ヵ月を含む。)の平均売上高が前 7 年の全ての同期との比較においても 5%以

1 目的

この要領は、生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付制度要綱(以下「要綱」という。)の運用に関する細則を定めることを目的とする。

2 貸付対象

- (1) 要綱2中「新型コロナウイルス感染症の影響」とは、新型コロナウイルス感染症の発生によって、当該事業者の事業活動に突発的に甚大な影響が発生しつつあるもの又は甚大な影響が発生すると懸念されるものをいう。なお、いわゆる「風評被害」等合理的・客観的な理由が必ずしも存在しないにもかかわらず事業活動に影響が生じるもの等を含む。
- (2) 要綱2の(1)中「最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高」について、契約に基づき定期的に売上として計上される業種を営む者であって、新型コロナウイルス感染症の影響により取引先に対し支払の免除若しくは猶予を実施している場合又は取引先からの支払い遅延がある場合は、当該金額を売上高から控除することができる。
- (3) 要綱2の(1)中「又はこれと同様の状況にあること」とは、次の①又は ②に該当することをいう。
- ① 前 $\frac{6}{10}$ 年の全ての同期における売上高が特殊事情の影響を受けていたことにより、最近 1 ヵ月間の売上高及び過去 6 ヵ月(最近 1 ヵ月を含む。)の平均売上高が前 $\frac{6}{10}$ 年の全ての同期との比較においても $\frac{5}{10}$ 以

改正後

上減少していない場合においては、最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高が、当該影響を受ける前の直近の同期に比較して5%以上減少していること

② 業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等であって、最近1ヵ月間の 売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高(業歴6ヵ 月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高)が、次のい ずれかと比較して5%以上減少していること

イ 過去3ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高

- ロ 令和元年 12 月の売上高
- ハ 令和元年 10 月~12 月の平均売上高
- (4) 要綱2の(2)中「債務負担が重くなっていること」とは、最近の決算期又は試算期に基づき次式で算出した年数が13年以上となる者をいう。(短期借入金+長期借入金+社債+延払手形+リース手形・未払)÷{減価償却後経常利益×1/2(経常損失の場合は1/2を乗じない)+減価償却費}

3 資金使涂

- (1) 要綱3に掲げる運転資金については、在庫品の補填、生産又は営業設備等の補修費のほか、休業、操業短縮等によりやむを得ず要した固定経費、売上減少、売上債権の固定等新型コロナウイルス感染症に起因して長期的に必要な資金を含む。
- (2) 要綱3中「令第8条第3号に規定する資金については、既存債務(株式会社日本政策金融公庫業務方法書第6条に定める生活衛生資金貸付に限る。)を有しており、既存債務の返済を資金使途に含む場合に限る。」については、既存債務の返済を資金使途に含んでいれば、既存債務の返

現行

上減少していない場合においては、最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高が、当該影響を受ける前の直近の同期に比較して5%以上減少していること

② 業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等であって、最近1ヵ月間の 売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高(業歴6ヵ 月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高)が、次のい ずれかと比較して5%以上減少していること

イ 過去3ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高

- ロ 令和元年12月の売上高
- ハ 令和元年 10 月~12 月の平均売上高
- (4) 要綱2の(2)中「債務負担が重くなっていること」とは、最近の決算期又は試算期に基づき次式で算出した年数が13年以上となる者をいう。(短期借入金+長期借入金+社債+延払手形+リース手形・未払)÷{減価償却後経常利益×1/2(経常損失の場合は1/2を乗じない)+減価償却費}

3 資金使途

- (1) 要綱3に掲げる運転資金については、在庫品の補填、生産又は営業設備等の補修費のほか、休業、操業短縮等によりやむを得ず要した固定経費、売上減少、売上債権の固定等新型コロナウイルス感染症に起因して長期的に必要な資金を含む。
- (2) 要綱3中「令第8条第3号に規定する資金については、既存債務(株式会社日本政策金融公庫業務方法書第6条に定める生活衛生資金貸付に限る。)を有しており、既存債務の返済を資金使途に含む場合に限る。」については、既存債務の返済を資金使途に含んでいれば、既存債務の返

改正後

済以外の資金使途についても、令第8条第3号に規定する資金の対象とする。また、本貸付けと生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付を同時に貸付ける場合においても同様の取扱いとする。

4 貸付利率

要綱の5の(2)に規定する利率については、0.05%を下限とする。

5 保証人

- (1) 要綱5の(6)の①中「法人と経営責任者の一体性の解消が一定程度図られていること」とは、直近の決算期(税務申告が未了の企業においては調査時)において事業活動上の必要が認められない法人から経営責任者への貸付金・仮払金等がないこと(総資産の1%以下又は100万円以下であること)をいう。
- (2) 要綱5の(6)の②中「債務超過でないこと」とは、令和2年1月29日時点における直近の決算期から本貸付の申込時点における直近の決算期までの間のいずれかの決算期(税務申告が未了の企業においては調査時)において債務超過となっていないことをいう。
- (3) 前2項中「直近の決算期」における確認について、直近の決算後の財務状況に変化がある場合、信憑性が高いと認められる疎明資料の提示等がある場合に限り、「直近の決算期」以降の時点において行うことができるものとする。

6 溯及適用

令和2年1月29日以降に貸付を受けた者であって、要綱の2及び3の要

現行

済以外の資金使途についても、令第8条第3号に規定する資金の対象とする。また、本貸付けと生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付を同時に貸付ける場合においても同様の取扱いとする。

4 貸付利率

要綱の5の(2)に規定する利率については、0.05%を下限とする。

5 保証人

- (1) 要綱5の(6)の①中「法人と経営責任者の一体性の解消が一定程度図られていること」とは、直近の決算期(税務申告が未了の企業においては調査時)において事業活動上の必要が認められない法人から経営責任者への貸付金・仮払金等がないこと(総資産の1%以下又は100万円以下であること)をいう。
- (2) 要綱5の(6)の②中「債務超過でないこと」とは、令和2年1月29日時点における直近の決算期から本貸付の申込時点における直近の決算期までの間のいずれかの決算期(税務申告が未了の企業においては調査時)において債務超過となっていないことをいう。
- (3) 前2項中「直近の決算期」における確認について、直近の決算後の財務状況に変化がある場合、信憑性が高いと認められる疎明資料の提示等がある場合に限り、「直近の決算期」以降の時点において行うことができるものとする。

6 遡及適用

令和2年1月29日以降に貸付を受けた者であって、要綱の2及び3の要

件に該当するもの又は衛生環境激変対策特別貸付制度要綱のうち、株式会社日本政策金融公庫法施行令(平成20年政令第143号)第8条第3号の規定に基づき、令和2年財務省・厚生労働省告示第1号、第2号、令和3年財務省・厚生労働省告示第1号、第2号、第3号、第4号、令和4年財務省・厚生労働省告示第1号、令和5年財務省・厚生労働省告示第1号、第2号、令和6年財務省・厚生労働省告示第1号及び第2号で主務大臣が指定した感染症等に係る貸付けを受けた者については、貸付当初に遡り要綱の5に定める貸付条件を適用できるものとする。ただし、貸付利率は4,000万円を限度として、貸付後3年間に限り基準利率-0.9%の貸付利率を適用できるものとする。

件に該当するもの又は衛生環境激変対策特別貸付制度要綱のうち、株式会社日本政策金融公庫法施行令(平成20年政令第143号)第8条第3号の規定に基づき、令和2年財務省・厚生労働省告示第1号、第2号、令和3年財務省・厚生労働省告示第1号、第2号、第3号、第4号、令和4年財務省・厚生労働省告示第1号、令和5年財務省・厚生労働省告示第1号、第2号、令和6年財務省・厚生労働省告示第1号及び第2号で主務大臣が指定した感染症等に係る貸付けを受けた者については、貸付当初に遡り要綱の5に定める貸付条件を適用できるものとする。ただし、貸付利率は4,000万円を限度として、貸付後3年間に限り基準利率-0.9%の貸付利率を適用できるものとする。